

越前市景観計画



越前市

目 次

第 1 章	序章	P 2
1	はじめに	
2	これまでの景観の取組み	
3	計画策定の目的	
4	景観形成に関する基本的な考え方	
第 2 章	景観計画区域	P 7
1	景観計画区域	
2	景観計画区域の区分	
第 3 章	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	P 8
1	景観形成の方針	
第 4 章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	P 12
1	届出対象行為	
2	景観形成基準	
3	景観形成地区の指定の方針	
第 5 章	景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針	P 16
1	景観重要建造物の指定の方針	
2	景観重要樹木の指定の方針	
第 6 章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	P 17
1	届出対象行為	
2	景観形成基準	
第 7 章	景観重要公共施設の整備に関する事項	P 18
1	基本的事項	
2	整備に関する基本的な方針	
第 8 章	計画の実現に向けた取組み	P 19
1	景観形成地区の拡大	
2	その他の制度(地区計画、建築協定等)と連携した景観形成の推進	
3	農林や環境などの各種施策との連携	
4	自治振興会など、さまざまな市民活動との連携による意識の向上	
5	景観協議会の設置	
6	良好な景観形成に対する支援	
資料編		P 21
	景観計画策定委員会設置要綱、策定委員会名簿	
	景観計画庁内調整連絡会の構成	
	景観計画策定の経緯	
	景観に関する法令に基づく地区計画等	
	国県市指定文化財等	

第1章 序章

1 はじめに

景観は「景」を「観る」と書きます。すなわち人の目に映るもの全てが景観であり、それは先人達が築いてきた伝統文化や風土、そして私たち一人ひとりの暮らしや経済活動と技術の進歩や法令等の制度などが背景となってつくられるものです。

良好な景観は、建築物や工作物、広告物などの要素が、周囲の田園や山並み、まちなみと調和しています。また地域の個性や特色を特徴づけ、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育み、潤いのある魅力的な生活環境の創出に貢献します。

さらに地域の個性があり美しい景観は、定住化の促進はもとより、観光をはじめ国内外との交流を活発にすることにもつながります。

こうした良好な景観を形成するためには、自然や歴史・伝統的なもの、今ある良い景観を保全するとともに、それらと調和を図りながら、新たに現代的で美しく魅力的な景観をつくりだすことが必要です。良い景観を守り、磨き、新たなものを育てていく事が大切です。

一方、美しい景観の伝統的建築物があっても、それが活用されないと維持できません。また土地や建物は個人の財産であり外観も自由といった考え方でなく、景観は公共の財産という一人ひとりの理解が必要です。

良好な景観の形成には、そこに住む人や働く人がいること、そして自分のまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、まちの景観を維持、継承、改善するための様々な取組み「景観まちづくり」が求められています。

このため法に基づく制限や基準をつくるだけでなく、景観に対する関心を高め、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを積極的に推進していくこととします。

2 これまでの景観の取組み

旧武生市では、平成4年に「景観づくり基本計画」を策定しました。「蔵の辻」は、伝統的な町家や蔵を修景して店やギャラリーに蘇らせ美しい景観を創出し、平成13年に国土交通大臣の都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」を受賞しました。また、京町では石畳の道路整備と沿線住民のまちづくり協定により風情のある景観を形成しています。JR武生駅周辺は、駅前広場や電線地中化などの景観整備を進めてきました。

また旧今立町では、平成6年に「景観づくり基本計画」を策定しました。花筐公園、岡本神社へのシンボルロードを石畳舗装とするなどの景観整備を進めてきました。また、重要文化財大滝神社を有する越前和紙の里である五箇地区は、平成19年に古都保存財団の「美しい日本の歴史的風土100選」に選定されました。

越前市「総合計画」(平成19年3月策定)では、基本理念を「自立と協働」、重点目標を「定住化の促進」とし、将来像として「国府の文化と匠の技、日野の山川に育まれ人づくり、ものづくり、まちづくりの活力みなぎる『元気な自立都市 越前』」を掲げました。そして、基本施策の中で「越前市らしい個性的でうるおいのある景観づくりを推進する」としました。

「都市計画マスタープラン」(平成20年3月策定)では、基本理念に「持続可能な定住都市の形成」を掲げ、基本目標を5本柱としました。

持続可能なコンパクトシティの形成

豊かな自然や歴史・文化の未来への継承

丹南地域の中心都市にふさわしい産業・交流都市の創造

誇りをもって住み続けられる快適なまちの創造

市民主体による越前市の創造

そして、都市計画マスタープランの全体構想の方針の1つに「景観形成の基本的な方針」を定めました。



旧武生市
「景観づくり基本計画」



旧今立町
「景観づくり基本計画」



越前市
「総合計画」



越前市
「都市計画マスタープラン」

3 計画策定の目的

美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、平成 16 年に「景観法」が制定されました。

こうした中、本市の景観形成における主な課題(都市計画マスタープラン第 4 章全体構想 景観形成の方針)に対し、市民が誇りをもてる個性豊かな美しいまちを実現していくためには、市民・事業者・行政が景観形成の方向性を共有し、長期的かつ着実に取り組む必要があります。

このため「景観法」に基づき実効性の高い「景観計画」を策定します。

なお本市は県の同意を得て平成 19 年 5 月に「景観行政団体」になりました。

景観行政団体とは、景観計画の策定や景観重要構造物等の指定を行うことができるなど「景観法」により、まちの良好な景観形成を計画的に進めていくことができる行政団体をいいます。

景観形成における主な課題

(都市計画マスタープランP94 第4章全体構想 景観形成の方針)

越前市らしい風景を形づくる自然が損なわれています

本市は、市域の中央を日野川が縦断して流れ、その東西に田園が広がり、さらにその周囲を、日野山や若須岳、三里山、権現山等の山並みを取り囲んでいます。

また、村国山や三里山等の丘陵地が浮島のように点在するほか、鎮守の森、学校や民家の樹木など身近なランドマークとなる緑地資源が随所に存在しており、これらによって風格が感じられる越前市らしい風景が形成されています。

しかし、敷地規模が小さくゆとりのない宅地開発の拡散、緑化や景観に配慮しているとは言い難い郊外開発、里山における土石の採取や樹木の伐採などにより、美しい自然風景が損なわれています。

本市の個性となる歴史・文化的な景観の保全が必要です

かつて越前国府として栄え、江戸期以降の町家の面影が残る中心市街地をはじめ、万葉の里周辺や越前和紙の里周辺などには本市特有のまちなみが見られます。

中心市街地に位置する京町地区や蓬萊地区、粟田部地区の岡太神社周辺などでは、歴史的なまちなみを活かした環境整備が行われており、市民の生活や生業と密接に結びついています。

このほか、里山に連なる伝統的な意匠の家並み、地域における景観的なランドマークとなる建造物や樹木など、地域固有の歴史や伝統・文化を物語る景観資源が数多く点在しています。

しかし、建築物の老朽化に伴う建て替えや、人口流出に伴うコミュニティの衰退などにより、それらのまちなみや景観資源が失われることが危惧されます。

市民が誇りをもてる美しい都市景観の形成が必要です

市街地や田園集落、里山集落には数多くの建築物等が立地していますが、景観形成上の重要な要素である建築物や屋外広告物のデザインに対する明確なルールがなく、周囲の景観との調和を損ねる要因となるものが見られます。

広域的な玄関口となるJR武生駅は、訪れる人が最初に越前市をイメージする場所として、周辺のまちなみを含めて特に良好な都市景観の形成が必要となっています。

本市自体は緑豊かな自然に包まれています。道路や公園等の公共空間、住宅や商・工業施設、公共施設など、身近な緑については十分とは言えない状況です。

市民との協働により景観まちづくりに取り組むことが必要です

市民が誇りを持ち、誰もが住み続けたい、訪れたいと思えるようなまちを創造するためには、市民や事業者一人ひとりがわがまちの景観に対する意識を高め、主体的に工夫を凝らし、景観まちづくりに取り組んでいくことが不可欠です。

4 景観形成に関する基本的な考え方

心に響く越前市らしい景観づくり

山並み、里地里山、河川、田園などの自然風景や、先人たちが営々と築いてきた歴史的まちなみ、田園集落、伝統的建造物、鎮守の森などの伝統文化資源は、越前市らしい景観の大きな要素となります。

自然風景と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地域の伝統文化資源を守り、育て、磨きをかけることにより、越前市らしい個性ある景観づくりが必要です。



潤いのある生活景観づくり

個々の建築物や工作物が全体の景観と調和したまちなみ、緑豊かな通り、用水と一体となったまちなみ、街路樹や生垣ができない所でも玄関先や駐車場などに緑を配置することなどは、暮らしに潤いを与えます。

建築物や工作物、道路及び付帯施設、屋外広告物等は周辺環境との調和を図るとともに、身近な緑や水辺を生活空間の中に積極的に取り入れ、潤いのある、住みよい景観づくりが必要です。



文化的に華やく都市景観づくり

伝統的な建造物などを保存するとともに、古いものと新しい現代的なものが調和した、質の高い、新たな都市景観の創出を図る必要があります。

そして、住んでいる人だけでなく、本市を訪れた人も魅力を感じることができるよう、歩いて楽しめる、文化的で華やく都市景観づくりが必要です。



市民が主体となって取り組む景観づくり

総合計画に掲げる「市民や本市を訪れた人が、越前市に住みたい、住み続けたい、と感じるまちづくり」のためには、良好な景観形成の重要性を市民が共有化する必要があります。

そして、行政による規制(ルール)だけでなく、一人ひとりの自主的な行動(マナー、エチケット)や地域的な取り組みが不可欠であり、市民・事業者・行政の協働による景観づくりが必要です。



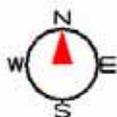
第2章 景観計画区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

1 景観計画区域

越前市全域を、景観計画区域とします。

山並み、河川、田園などの自然風景や歴史的まちなみは、越前市らしい景観の大きな要素であることから、越前市全域を景観計画区域とします。



2 景観計画区域の区分

景観の特性にあわせて、区域を下記のとおり分類します。

景観類型	景観区分	備考
面的景観	市街地景観	都市計画用途地域などの市街地景観を形成している区域
	田園集落景観	農業振興地域などの田園風景を形成している区域
	山地景観	山並み、里山などの区域
軸景観	道路景観	主要な幹線道路の沿線区域
	河川景観	市街地における河川の沿線区域

第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第2号関係)

1 景観形成の方針

景観形成に関する基本的な考え方、景観計画区域の区分に沿って4つの方針を定めます。

(1) 美しい自然風景との調和

山並みや河川、田園などの美しい自然風景を保全し、無秩序な開発の抑制や緑地の保全に努めます。また、宅地開発や建造物を整備する際は、自然風景と調和を図ります。

また、村国山から望む夜景は「夜景100選」に選定されています。自然風景と調和した市街地の形成を図り、周辺の山々からの眺望が美しいまちづくりを目指します。



山地景観

越前富士と呼ばれる日野山をはじめ、鬼ヶ嶽、若須岳、矢良巢岳、武衛山、権現山、唐木岳などの山並みは、本市の景観の遠景となっています。また、村国山、三里山、愛宕山、茶臼山、妙法寺山、大徳山などの里山は、景観的ランドマークにもなっています。こうした美しい山並みや身近な緑となる里山などの保全に努めます。



河川景観

日野川をはじめ吉野瀬川や鞍谷川などの河川は、まちのシンボルであるとともに、多様な生物が生息し、川遊び、堤防の桜や散策、サイクリングを楽しめる場にもなっています。河川美化などの環境保全活動や川に親しむ活動と連携し、美しい河川景観づくりに努めます。



田園集落景観

白山地区、坂口地区、服間地区などの中山間地では、田園や里山と一体となって伝統的な民家や生け垣、屋敷林、鎮守の森、小川などがまとまりよく配置され、日本の原風景ともいえる美しい田園集落景観を形成しています。里地里山保全活動やグリーンツーリズム活動と連携し、広がりのある田園や里山、これらと調和した集落の景観、地域固有の伝統文化の保全に努めます。



(2) アメニティあふれる都市景観の形成

地域の財産ともいえる伝統的建造物や樹木、歴史的まちなみ、身近な緑、水辺などを保全するとともに、バリアフリー化や防災防犯などに配慮し安全安心に生活できる景観づくりに努めます。

建築物・工作物の設置にあたっては周辺環境との調和を図り、緑を積極的に配置する等により、快適で豊かさやゆとりが実感できる住環境づくりに努めます。

緑豊かで伝統・文化を感じながら楽しく歩ける通りや、統一感のあるまちなみ形成など、美しい都市景観づくりに努めます。

地域の特性を踏まえた照明等に配慮することにより、安心して夜のまちなみを楽しむことが出来るような、魅力ある良好な夜間景観の創出に努めます。

市街地景観

伝統的建造物やシンボルとなる樹木、水辺などの地域固有の景観資源の保全を図るとともに、公園や寺社、通り、住宅、事業所、駐車場、空き地等における積極的な緑化や用水などの水辺を活かすことにより、潤いと安らぎが感じられる景観づくりに努めます。

また、建築物、工作物、屋外広告物、道路標識などの付属施設、電柱、建物や道路の照明などが周辺環境と調和した、統一感のあるまちなみの形成に努めます。



道路景観

国道8号や旧国道8号、(都)戸谷片屋線、(都)武生中央線など、都市の骨格となる幹線道路においては、統一感のある街路樹や街路灯の整備、誘導標識の整理、沿道の建物や屋外広告物の適正な誘導等に努め、快適な道路景観づくりに努めます。



(3) 越前市らしさを象徴する場の整備・演出

山や河川、田園集落、歴史・伝統的まちなみや新たな市街地、幹線道路周辺公共交通の結節点など、市全域において良好な景観の形成に努めます。なかでも、中心市街地及び味真野、粟田部、五箇などの歴史・伝統的まちなみが残る市街地は、市民や本市を訪れた人にとって越前市らしさを象徴する場であるとともに、本市の景観まちづくりを先導する区域となります。地域住民のコンセンサスを得ながら地域の景観特性に合わせたルールをつくり、市民・事業者・行政が連携した景観まちづくりを推進します。

都市の顔となる中心市街地の景観(中心市街地及び旧武生町市街地周辺)

本市の玄関口である JR 武生駅周辺は、駅前広場や電線地中化など整備が

完了しており、今後はこれらの公共施設の適切な維持管理とともに、周辺の建物や屋外広告物の適正な誘導を図るなど、玄関口にふさわしい景観づくりに努めます。



中心市街地及び旧武生町市街地周辺は、越前国府や旧北陸道によって栄え、総社をはじめとした寺社群、町家、蔵、古くからの通り、伝統工芸などの伝統的資源が豊富です。「蔵の辻」は、伝統的な町家や蔵を修景して店やギャラリーに蘇らせ美しい景観を創出したことにより国土交通大臣の都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」を受賞しました。また、京町では石畳の道路整備と沿線住民のまちづくり協定により風情のある景観を形成しています。今後は、住民と行政の協働により適切に維持管理し美しい景観を守り育てていくとともに、こうした景観まちづくりの取組みを周辺に広げていきます。



また、中心市街地は空き家・空き店舗・空き地等が増加し景観を阻害しています。中心市街地は魅力的な住宅や都市サービスを提供する区域であることから、低未利用地の有効活用を図り、古い伝統的なものと新しい現代的なものが調和した美しい景観づくりに努めます。



地域の伝統・文化を伝える個性的なまちなみ景観

地域固有の歴史・伝統・文化的資源が豊富で、個性的なまちなみが残る地区においては、歴史・伝統的建造物や統一感のある家並、まちなみの連続性を保全し、これに調和した建築物の誘導、歩いて楽しいまちづくりなどにより、個性ある美しいまちなみ景観づくりに努めます。



(参考) 主な区域の景観上特徴的なもの

五分市町・越前の里周辺区域

毫撰寺をはじめとした由緒ある寺社、小丸城跡、越前の里、味真野小学校の桜など

粟田部町(花筐公園周辺)区域

岡太神社、数多くの寺社、花筐公園、薄墨桜、越前瓦の屋根並み、石畳の通り、かぐら建てなど

五箇(和紙の里)区域

和紙の里、大滝神社、越前和紙の事業所、古民家、家並など(「美しい日本の歴史的風土 100 選」に選定)

(4) 市民との協働による景観づくり

建物外観は周辺との調和を図る、伝統的建造物や樹木を保全する、庭や駐車場に積極的に樹木や花を植えるなど、良好な景観の形成には、一人ひとりの市民や事業者が景観に対して意識し行動することが重要です。

このため、一人ひとりの景観に対する意識の向上を図るとともに、地域住民や市民、事業者による景観まちづくりの取組みと連携した行政の支援、規制、誘導、公共施設整備などにより、市民・事業者・行政の協働のもとで良好な景観づくりに努めます。

市民主体による景観まちづくりの推進

「葺の辻」は、町家や葺(22棟)を修景して店やギャラリーに蘇らせ美しい景観を創出したことにより国土交通大臣の都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」を受賞しました。また、越前和紙の伝統産業や大滝神社、伝統的民家が特徴的な五箇地区は「美しい日本の歴史的風土100選」に、村国山からの眺望は「夜景100選」に選定されています。こうした国や県の啓発事業などを積極的に活用するとともに、市独自の「景観百選」や表彰などを実施し、一人ひとりの景観に対する意識向上を図ります。



あわせて、同じ景観特性をもった通りや区画ごとの景観まちづくりを広げるため「住みよい街づくり推進条例」に基づく「街づくり推進団体」を普及し、地域の個性を活かした景観づくりを推進します。



また、各地区の自治振興会活動や、河川清掃や美化活動、緑化推進活動、環境保全活動、里地里山保全活動、グリーンツーリズム活動などと連携し、自然風景と調和したアメニティあふれる景観づくりに努めます。

推進体制の整備・充実

都市計画法に基づく地区計画制度や建築基準法に基づく建築協定等と連携した景観まちづくりを推進します。

地区計画決定区域

建築協定締結区域

緑化協定締結区域

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号関係)

1 届出対象行為

越前市景観計画区域において良好な景観の形成に大きな影響を与えると考えられる以下の行為を、届出の対象とします。

行為の種類	届出対象となる行為
建築物	(新築、増築、改築、移転) 高さ10m超、又は建築面積1000㎡超のもの (修繕、模様替え又は色彩の変更) 上記の届出対象の建築物の外観の変更に係る部分の面積が400㎡超のもの
工作物	(新築、増築、改築、移転) <煙突、柱類その他これらに類するもの(電柱を除く)> 高さ10m超のもの <塀・柵類その他これらに類するもの> 高さ2m超かつ長さ30m超のもの <プラント類その他これらに類するもの> 高さ10m超、又は築造面積1000㎡超のもの (修繕、模様替え又は色彩の変更) 上記の届出対象の工作物の外観の過半を変更するもの
土石の採取、土地の形質の変更	土地の面積2000㎡超、又は高さ3m超かつ長さ30m超の法面もしくは擁壁が生じるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積	高さ3m超かつ土地の面積2000㎡超のもの (堆積期間が90日以内のものを除く)
木竹の伐採	土地の面積2000㎡超の伐採
特定照明()	(新設、増設、改設、移設及び色彩等の照明方式の変更) 上記の届出対象の建築物及び工作物に対して行われるもの (設置期間が90日以内であるものを除く)

()特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明です。

2 景観形成基準

建築物、工作物、その他(土石の採取、土地の区画形質の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積、木竹の伐採、特定照明)の良好な景観形成のための制限は、以下の景観形成基準のとおりとします。

建築物の基準

項目	景観形成基準
配置	建築物の規模、位置及び高さは、周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に努めること。 建築物の壁面の位置は、道路等の境界から後退し、ゆとりを設けることが望ましい。 周辺の景観に配慮し、景観の連続性を保つことが望ましい。
色彩	周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしい色の使用を避け、一体感のある落ち着いた色彩に努めること。
意匠	周辺の景観との調和に配慮した形態とすること。 汚れにくく、耐久性のある材料を使用すること。 歴史的・文化的に優れた場所では、伝統的な建築物や周辺の景観と調和し、全体的に統一感のある意匠の建築に努めること。 建築物に付属する施設や設備等(ベランダやエアコンの室外機等)は、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した構造にすることが望ましい。 屋根や外壁は、地域の伝統的な材料(越前瓦等)や自然素材(木材等)を用いることが望ましい。
植栽等	敷地内では、積極的に緑化すること。 周辺の植生に適した種類の植栽に努めること。 生け垣、塀、柵などは、周辺の景観との調和に努めること。

工作物の基準

項目	景観形成基準
配置	周辺の景観との調和に努めること。 工作物の高さは、周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に努めること。 周辺の景観に配慮し、景観の連続性を保つことが望ましい。

色彩	周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしい色の使用を避け、一体感のある、落ち着いた色彩に努めること。
意匠	汚れにくく、耐久性のある材料を使用すること。 敷地内の建築物や周辺の景観との調和に努めること。
植栽等	周辺の植生に適した種類の植栽に努めること。 生け垣、塀、柵などは、周辺の景観との調和に努めること。

その他の基準

項目	景観形成基準
土石の採取 土地の形質の変更	周辺の景観や自然との調和に努めること。 土砂等の採取後や土地の形質の変更後は、周辺の景観に調和した植栽に努めること。
屋外における土石 廃棄物 再生資源の堆積	堆積するものが、道路などから見え難くなるよう遮蔽に努めること。 敷地の周囲に設置する塀や柵は、地域の景観を阻害しないように努めること。
木竹の伐採	伐採後、地域の景観に配慮し植栽すること。 地域の植生に適した種類の植栽に努めること。
特定照明	照明の配置、形態意匠、色彩等について、周辺の良い夜間景観との調和に努めること。 地域の夜間景観を損なう過度の明るさや色彩による照明の使用を避け、特定照明による光害の防止に努めること。

3 景観形成地区の指定の方針

重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区と認められる場合は、地域住民の意見を聴いて、その地区を「景観形成地区」に指定します。

景観形成地区では、その地区の景観資源特性に合わせて「指定地区景観形成基準」を定めます。

建築確認申請を必要とする全ての建築物を、届出対象とします。

(参考) 重点的に景観形成を図る区域

中心市街地周辺区域

四町(本町・元町・若松町・平和町)、京町ほか

五分市町・越前の里周辺区域

栗田部町(花筐公園周辺)区域

五箇(和紙の里)区域

紫式部公園・ふるさとを偲ぶ散歩道周辺区域

第5章 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関係)

1 景観重要建造物の指定の方針

景観上重要と認められる建造物は、市民などに親しまれている共有財産といえることから、次に該当するもののうち、所有者の合意を得て景観重要建造物に指定します。

- (1) 地域の良好な都市景観を特徴づけている建造物
- (2) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- (3) 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- (4) 市民に親しまれている建造物



2 景観重要樹木の指定の方針

景観上重要と認められる樹木は、市民などに親しまれている共有財産といえることから、次に該当するもののうち、所有者の合意を得て景観重要樹木に指定します。

- (1) 歴史的又は文化的に価値が高いと認められ、美観上優れている樹木
- (2) 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- (3) 市民に親しまれている樹木
- (4) 管理者があり、公共の場から見ることができる樹木



第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号関係)

1 届出対象行為

越前市景観計画区域内の良好な景観形成に大きな影響があると考えられる以下の行為について届出対象とします。

行為の種類	届出の対象行為
屋外広告物	(表示) 表示面積が30㎡を超える新たな表示 (設置) 屋外広告物を掲出する物件で高さが10mを超える新たな設置 (内容の変更、改造又は色彩の変更) 上記届出対象の屋外広告物の過半を変更するもの

2 景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態、高さとするよう努めること。 建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努めること。
色彩	周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしい色の使用を避け、一体感のある、落ち着いた色彩に努めること。 蛍光塗料や反射塗料は使用しないことが望ましい。
材料	汚れにくく、耐久性のある素材を使用すること。 歴史的、文化的に優れた場所では、自然素材や地域の伝統的な材料を用いることが望ましい。
照明	照明方法、明るさ等について、周辺の良好な景観との調和に努めること。 点滅又は回転するランプは、使用しないように努めること。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号関係)

1 基本的事項

道路、公園、河川等の公共施設は、地域の住民や来訪者にとって身近で、地域のシンボルともなることから、良好な景観の形成を図る上で重要です。

景観の形成上重要な役割を担う道路、河川、公園等の公共施設については、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。

具体的には、当該公共施設管理者や景観協議会の意見を聞きながら、地域の景観特性に応じた整備基準を個別に定めるものとします。

2 整備に関する基本的な方針

道路

道路は、街路樹の整備を進め、適正な維持・管理に努めます。

また歩行者が安心して歩くことができる歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた道路の整備に努めます。

河川

河川は、護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものをを用い、自然に調和した河川景観の形成に努めます。

公園

公園は、高木やシンボルとなる樹木などの配置に努めるとともに、利用者の安全性に配慮して、犯罪発生の危険性が生じないよう適切な計画とします。

遊具などの公園施設は、素材や形態、色彩などに工夫し、周辺景観との調和に努めます。



第8章 計画の実現に向けた取組み

(市、事業者、市民の責務)

市は、景観法の基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、地域に応じた施策を策定し、実施する責務があります。

事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努め、市が実施する景観に関する施策に協力しなければなりません。

市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、積極的な役割を果たすよう努め、市が実施する景観に関する施策に協力しなければなりません。

良好な景観の形成を図るために、以下の取組みを行います。

1 景観形成地区の拡大

国土交通大臣表彰の都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」を受賞した「蔵の辻」は、住民の合意形成を図り「まちづくり協定」を締結するとともに、都市計画法に基づき建築物を制限する「地区計画」を都市計画決定しました。こうした景観まちづくりの取組みを参考としながら市内に拡大していく必要があります。

このため、重点的に景観形成を図る区域を中心に、順次、同じ景観特性をもった区域や通りごとに、住みよい街づくり推進条例を活用し、「地域街づくり推進団体」の設立や「地域街づくり協定」の締結等を働きかけ、住民の合意を得ながら景観形成地区の拡大を図ります。

(参考) 重点的に景観形成を図る区域

中心市街地周辺区域

四町(本町・元町・若松町・平和町)、京町ほか

五分市町・越前の里周辺区域

粟田部町(花筐公園周辺)区域

五箇(和紙の里)区域

紫式部公園・ふるさとを偲ぶ散歩道周辺区域



2 その他の制度(地区計画、建築協定等)と連携した景観形成の推進

以下の区域については、建築確認申請時や「住みよい街づくり推進条例」に基づく事前協議時に、それぞれ景観に関する方針や基準を遵守するよう助言指導します。

地区計画決定区域

建築協定締結区域

緑化協定締結区域

地域街づくり協定締結区域

3 農林や環境などの各種施策との連携

市街地や田園集落の景観を守り、育て、創るためには、その地域に住む人や働く人がいなければ実現できません。

このため、各地域における地域活性化の施策・事業や環境、教育、福祉、産業などの各施策と連携し、良好な景観形成の創出に努めます。

4 自治振興会など、さまざまな市民活動との連携による意識の向上

各地区の自治振興会は、地域におけるまちづくりの担い手として、活発な活動を展開しています。また市内には、河川美化活動、環境保全活動、緑化推進活動、グリーンツーリズム活動、里地里山保全活動などのさまざまな市民活動が取り組まれています。

こうした自治振興会をはじめとした多様な市民活動と連携して、市民・事業者の景観に対する意識の向上を図ります。

市政出前講座や各種の学習機会を捉えて、景観まちづくりに対する理解と関心を深めます。

地域の景観資源の再認識及び啓発のために「景観百選」等を実施します。

「美しい日本の歴史的風土100選」や「夜景100選」、「世界の名建築物100選」などに指定された景観を広報するとともに、国や県、その他機関による指定制度やさまざまな啓発事業を積極的に活用します。

5 景観協議会の設置

良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うために、景観協議会を設置します。

6 良好な景観形成に対する支援

良好な景観形成のために必要な表彰や支援に努めます。

資料編

越前市景観計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条に規定する景観計画をいう。)及び景観条例(本市における景観の形成に関する基本的事項及び同法の施行に関し必要な事項を定める条例をいう。)(以下「景観計画等」という。)の原案を策定するため、越前市景観計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、景観計画等の策定等に係る調査及び審議を行い、その結果について市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 地域の代表者
- (4) 市民からの公募による者
- (5) 行政機関の代表者

3 委員会の委員の任期は、前条の規定による提言を行った日をもって終了する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による提言を行った日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の制定後最初に行われる会議の招集は、市長が行う。

景観計画策定委員会名簿

敬称略
順不同

氏名	所属団体等	分野	備考
金田 明彦	仁愛大学 人間学部コミュニケーション学科教授・学科長	学識	委員長
江本 晃美	福井工業高等専門学校環境都市工学科助教	学識	
兵 勝	建築士会南越支部 建築士	建築	副委員長
滝本 俊昭	屋外広告美術業協同組合武生支部 青年会議所	屋外広告物	
早川 美鶴	越前市造園協会 造園施工管理技士	造園	
平澤 一広	ロハス越前 会長	農業・環境	
河合 俊成	写真制作グループ「メダカ集団」 建築士	文化	
毛利 きよみ	壱の市おかみさんの会	商業	
関 俊雄	四町まちづくり協議会(地域街づくり推進団体)	地域	
川崎 則子	五箇地区まちづくり協議会(地域街づくり推進団体)	地域	
土井内 幸男	神山南部第一土地区画整理組合理事長 意匠設計	公募	
宮下 真治	県都市計画課主任	行政	

景観計画庁内調整連絡会の構成

建築住宅課、農政課、農林整備課、環境政策課、商工政策課、文化課、政策推進課、
都市整備課、市民自治推進課、都市計画課

景観計画策定の経緯

日付	会議の名称	内容
平成 20 年 5 月 21 日	景観計画庁内調整連絡会 (第 1 回)	景観形成の方針 景観百選の募集
平成 20 年 6 月 11 日	景観計画策定委員会 (第 1 回)	委嘱状の交付 良好な景観形成に関する方針
平成 20 年 7 月 9 日	景観計画庁内調整連絡会 (第 2 回)	良好な景観形成に関する方針 良好な景観形成のための行為の制限事項
平成 20 年 7 月 23 日	景観計画庁内調整連絡会 (第 3 回)	良好な景観形成に関する方針 良好な景観形成のための行為の制限事項
平成 20 年 7 月 30 日	景観計画策定委員会 (第 2 回)	良好な景観形成に関する方針 良好な景観形成のための行為の制限事項
平成 20 年 8 月 22 日	景観計画庁内調整連絡会 (第 4 回)	景観計画(素案)について 景観条例(案)について
平成 20 年 9 月 3 日	景観計画策定委員会 (第 3 回)	景観計画(素案)について 景観条例(案)について
平成 20 年 9 月 29 日	景観計画庁内調整連絡会 (第 5 回)	景観計画(素案)について 景観条例(案)について
平成 20 年 10 月 8 日	景観計画策定委員会 (第 4 回)	景観計画(素案)について 景観条例(案)について
平成 20 年 10 月 27 日	都市計画審議会	景観計画に対する意見聴取
平成 20 年 11 月 5 日	景観計画策定委員会 (景観百選選定会)	景観百選選定作業
平成 20 年 11 月 26 日	景観計画策定委員会 (第 5 回)	景観計画(素案)について、景観百選選定 景観条例(案)について
平成 20 年 12 月 15 日 平成 21 年 1 月 8 日	パブリックコメント	景観計画(素案)について 景観条例(案)について
平成 21 年 1 月 21 日	景観計画策定委員会 (第 6 回)	景観計画(原案)について 景観条例(案)について
平成 21 年 2 月 4 日	景観計画(原案)報告	市長へ景観計画(原案)の報告
平成 21 年 2 月 26 日	都市計画審議会	景観計画(案)について
平成 21 年 3 月 日	景観計画告示 景観条例公布	
平成 21 年 10 月 1 日	景観計画、景観条例施行	

景観に関する法令に基づく地区計画等

蓬萊地区地区計画 (都市計画法)

土地利用の方針	伝統あるまちなみ景観を再生するために、従来からの伝統的木造建築の風情を生かした、魅力あるまちなみの形成を図る。
建築物の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に規定する営業を営む施設は、建築してはならない。
建築物等の形態 または 意匠の制限	地区計画内の公道に面する建築物等の形態及び意匠は、次の各号に掲げるものとする。 (1)地区再生の為にふさわしい落ち着いた色調とし、屋根等は銀ねず、または灰色、外壁等は漆喰、じゅらく調を基調とする。 (2)公道との境界線から10m以内にある建築物等は、木調仕上げまたは蔵風とし、屋根は、おおむね2分の1勾配を持つ和風屋根とする。 (3)まちなみの伝統をできるだけ継承するため、切妻平入り、軒、庇、卯建、袖壁、塗込窓、格子窓の保存・再生に努める。

国高南部地区地区計画 (都市計画法)

土地利用の方針	村国中央線を軸とする職住地区としての合理的な土地利用を図る。
壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面またはこれに代わる柱などの面までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 1. 都市計画道路横市村国線の道路境界線からは、2.0m 2. その他の道路境界線からは、1.5m 3. 隣地境界線からは、1.0m
建築物の高さの 最高限度	15m
垣または柵の 構造の制限	道路に面する垣または柵は、次の各号の一に掲げるものでなければならない。 1. 生け垣 2. 透視壁 3. 1及び2以外のもので、道路境界より離し、その間を植栽したもの

瓜生東部・高木地区地区計画 (都市計画法)

土地利用の方針	丹南プラザスクエア基本計画に基づき、地区の特性に応じた土地利用を図る。広域的産業振興施設を高次産業の振興と活性化を核とし、公益性の高い業務施設や産業高次機能を有する施設立地を促進し、快適で活力と潤いに満ちた産業業務地の形成を図る。
建築物の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項7号及び8号に規定する営業を営む施設は建築してはならない。

武生問屋団地建築協定(建築基準法)

協定区域の位置	越前市小野谷町 11 号 1 番地の 5 外 89 筆
用途地域	準工業地域
有効期限	平成 2 年 2 月 13 日 (認可公告日) から 30 年間
目的	卸団地としての利便の維持と発展を図り、併せて都市景観の美化を促進するとともに環境を保全することを目的とする。
建築物等の制限 (概要)	<p>1. 建築物の構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はこれらに類する構造とし、建ぺい率は 30% 以上としなければならない。</p> <p>2. 敷地内には、商品の積卸しのための空地並びに来客及び従業員の駐車場を確保しなければならない。</p> <p>3. 店舗(事務所を含む。以下同じ)は、主要道路に面して建築し、その他の建築物は店舗の前面に建築してはならない。又、店舗の間口率は 30% 以上としなければならない。</p> <p>4. 建築物の外壁又は、これに代わる柱の面(以下「外壁面等」という。)は主要道路の境界線から 1m 離し、外壁面等の前面には塀(フェンスを除く。)を設置してはならない。</p> <p>5. 建築物の外壁面等から主要道路の反対側の敷地境界線までの距離は、1m 以上とし、その他の敷地境界線までの距離は、50cm 以上としなければならない。</p> <p>6. 敷地内よりの出入口は 1 箇所とし、倉庫、車庫等より車両が直接道路へ出入りできないようにしなければならない。</p> <p>7. 看板の形態、表示色彩は団地の美観を損なわないように配慮する。</p> <p>8. 協定区域内において、建築物等を建築し、若しくは設置し又はその用途を変更しようとするときは、あらかじめ建築計画を協定委員会に提出しなければならない。</p>
委員会	武生問屋団地建築協定委員会

日野見台自治会建築協定(建築基準法)

協定区域の位置	越前市帆山町5字 21 番 44 筆、5字 92 番 10 筆、39 字3番8筆、10 字9番 21 筆
用途地域	用途指定なし
有効期限	平成 17 年3月 18 日(認可公告日)から 10 年間
目的	住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。
建築物等の制限 (概要)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の形状や地盤高を変更してはならない。 2. 境界確保と住宅地に相応しい外観維持のため、垣根、フェンス等を設置しなければならない。 3. 建物の用途は建築基準法における第1種低層住居専用地域指定用途とし、原則として1区画1戸建個人専用住宅とする。 4. 建物の容積率は 150%、建ぺい率は 60%を限度とする。 5. 建築物の階数は、地階を除き2階以下とする。又、高さ 10m以下、軒の高さ7 m以下とする。 6. 建築物は、道路境界線及び隣地境界線から 1.0m以上離さなければならない。 7. 屋根・外壁・色調は健全な住宅地にふさわしいものとする。 8. 当区域内で新築又は増改築を行う時は、建築確認申請書提出前に委員会に確認を得なければならない。
委員会	日野見台自治会建築協定委員会

八幡地区緑化協定(都市緑地法)

協定区域の位置	越前市八幡一丁目 1 番から 82 番まで
用途地域	第一種中高層住居専用地域
認可公告日	平成5年5月 14 日
樹木の植栽の場所	<p>建築の用に供する各区画の土地の道路に面する部分とする。</p> <p>この場合において、車庫のための開口部分及び建物への出入りのための開口部分は除くことができる。</p>
へいの構造	<p>道路に面する箇所の「へい」は、原則として生け垣とする。</p> <p>やむを得ず生け垣以外のものとする場合は、「へい」を境界より後退し、その間に植樹をし、緑の連続性につとめることとする。</p>
委員会	八幡地区緑化協定委員会

北府地区緑地協定(都市緑地法)

協定区域の位置	越前市北府三丁目 1101 番から 1105 番まで 越前市北府三丁目 1201 番から 1253 番まで 越前市北府四丁目 101 番から 138 番まで
用途地域	第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域
認可広告日	平成 11 年2月1日
樹木の植栽の場所	建築の用に供する各区画の土地の道路に面する部分とする。 この場合において、車庫のための開口部分及び建物への出入りのための開口部分は除くことができる。
へいの構造	道路に面する箇所の「へい」は、原則として生け垣とする。 やむを得ず生け垣以外のものとする場合は、「へい」を境界より後退し、その間に植樹をし、緑の連続性につとめることとする。
委員会	北府地区緑地協定委員会

国、県、市指定文化財（絵画、彫刻、書跡、資料、工芸等は除く）

国指定文化財

種別	名称	所在地
建造物	旧谷口家住宅	余川町
建造物	大塩八幡宮拝殿	国兼町
建造物	大滝神社本殿及び拝殿同附書	大滝町
無形民俗文化財	越前万歳	味真野町
無形文化財	越前奉書	大滝町
名勝	城福寺庭園	五分市町

県指定文化財

種別	名称	所在地
無形文化財	越前和紙・打雲・飛雲・水玉の製法	大滝町
無形文化財	工芸技術 墨流し	大滝町
無形民俗文化財	花笠踊	柳元町
無形民俗文化財	大瀧神社・岡太神社の春祭り	大滝町
史跡	茶臼山古墳群	沢町・ 岡本町・ 千福町・ 広瀬町
史跡	小丸城跡（附野々宮廃寺跡）	五分市町
史跡	大虫廃寺塔跡	大虫本町
名勝	時水	蓑脇町
天然記念物	大滝神社の大スギ	大滝町

天然記念物	大滝神社のゼンマイ桜	大滝町
天然記念物	水間神社のケヤキ	室谷町
天然記念物	粟田部の薄墨サクラ	粟田部町
天然記念物	明光寺のオオイチョウ	西庄境町
天然記念物	杉尾のオオスギ	杉尾町
天然記念物	白山神社のバラ大杉	中居町
天然記念物	大滝神社奥の院社叢	大滝町

市指定文化財

種別	名称	所在地
建造物	石造 無縫塔	土山町
建造物	石造 宝篋印塔	土山町
建造物	石造 宝篋印塔(附 石室・石幢)	京町二丁目
建造物	石造 層塔	中津山町
建造物	石造 八角石塔	別印町
建造物	大滝神社奥の院本殿	大滝町
建造物	奥の院岡太神社本殿	大滝町
建造物	成願寺	岩本町
建造物	旧府中城表門(正覚寺山門)	京町二丁目
無形民俗文化財	日野神社の古代神楽	中平吹町
無形民俗文化財	太田新保の七夕行事	新保町
無形民俗文化財	大屋町の宮座	大屋町
無形民俗文化財	粟田部の「お菜祀」	粟田部町
史跡	龍門寺城跡	本町
史跡	新善光寺城跡	京町二丁目
史跡	穴地藏古墳	大屋町
史跡	鞍谷御所跡	池泉町
史跡	府中馬借街道	当ヶ峰・下中津原・中山地籍
名勝	三田村氏庭園	大滝町
天然記念物	城福寺のヒイラギ	五分市町
天然記念物	毫撰寺のヤマモミジ	清水頭町
天然記念物	白山神社のサカキ	大屋町
天然記念物	宗生寺のラカンマキ	新保町
天然記念物	妙行寺のサカキ	沢町
天然記念物	味真野のサクラ	池泉町
天然記念物	酒列(さかつら)神社のアカガシ	米口町
天然記念物	松ヶ嶽神社の大モミ	柳元町
天然記念物	敬覚寺のイチョウ	下黒川町

天然記念物	大虫本町のエノキ	大虫本町
天然記念物	横根寺のコブシ	横根町

国登録有形文化財

名称	特徴等	所在地
丈生幼稚園 (旧福井県警察部庁舎)	塔屋を持つ擬洋風建築 大正13年現在地に移築	京町三丁目
井上歯科医院	明治36年大火後につくられた土蔵造の洋風建築	京町三丁目
M工房 (旧武生郵便局)	下見板張りの洋風建築	蓬萊町
大虫神社の宮橋	神社参道に架かる江戸切石材を用いた単アーチ橋	大虫町
南越 (旧中村商店)	和風を基調としながら近代的な様相をも併せ持つ商店建築	蓬萊町
武生公会堂記念館 (旧武生公会堂)	南側及び東側が接道する敷地に南面して立つ。鉄筋コンクリート造地上2階建地下1階建で、南東部に6層の塔屋を配す。武生市では初期の本格的鉄筋コンクリート造で、塔屋のランドマーク性を強調する垂直線意匠や、楕円等を用いた1階玄関の意匠に特徴がある。	蓬萊町
越前和紙の里 卯立の芸芸館 (旧西野家住宅店舗兼主屋)	和紙の里・五箇地区にいまなお点在する民家に見られる妻入り卯立の家であって、軒を連ねた町家の両軸に(うだつ)を上げて隣家と境している平入り卯立に対して、民家の基本的な形式が妻入りであるこの地の独自の形式として、玄関正面に卯立を立ち上げた「妻入り卯立」の典型	新在家町

登録記念物

名称	説明	所在地
花筐公園	江戸末期のサクラの名所を母体として、近代から第2次世界大戦後にかけて整備された公園で、今日もなお憩いの場として重要な機能を持つ都市公園である。	粟田部町地係

国選択文化財

種別	名称	所在地
無形民俗文化財	粟田部の蓬萊祀	粟田部町

越前府中まちなか博物館

No.	名称	所在
1	旧武生製紙所	北府二丁目
2	満る久鮮魚店	本多二丁目
3	丈生幼稚園	京町三丁目

4	旧井上歯科	京町三丁目
5	熊川邸	深草一丁目
6	旧武生郵便局	蓬萊町
7	ギャラリー越乃蔵	蓬萊町
8	大塚呉服店	蓬萊町
9	府中町屋倶楽部	蓬萊町
10	MODE 大井ビル	元町
11	南越履物	蓬萊町
12	越前市武生公会堂記念館	蓬萊町
13	田中時計店	元町
14	旧北川医院	若松町
15	ちひろの生まれた家記念館	天王町
16	苗田提灯店	御幸町
17	キリン刃物博物館	あおば町
18	木工房 蔵	武生柳町

100 選関係

美しいまちなみ大賞	蔵の辻	国土交通省
美しい日本の歴史的風土 100 選	越前和紙の里 五箇地域	(財)古都保存財団
夜景 100 選	村国山	夜景倶楽部
夢の美術館 世界の名建築物 100 選	大瀧神社	N H K

越前市景観計画

平成 21 年 3 月 日 策定 発行 越前市 (建設部都市計画課)

平成 21 年 10 月 1 日 施行

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目 13 番 7 号

0778-22-3012 (直通) FAX 0778-22-9999

<http://www.city.echizen.lg.jp> E-mail:keikaku@city.echizen.lg.jp